

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、さぬき市津田土地改良区、大川町土地改良区、さぬき市志度土地改良区、さぬき市寒川土地改良区及びさぬき市長尾土地改良区が合併し、さぬき市土地改良区を設立することについて、平成30年1月31日認可した。

なお、合併前のさぬき市津田土地改良区、大川町土地改良区、さぬき市志度土地改良区、さぬき市寒川土地改良区及びさぬき市長尾土地改良区は、合併により解散する。

平成30年2月6日

香川県知事 浜 田 恵 造